

広島市消費生活基本計画(案)

～消費生活の安定と向上を目指して～

広 島 市

目 次

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の目的 1
- 2 計画の位置付け 1
- 3 計画期間 1

第2章 消費者行政を取り巻く現状と課題

- 1 国・広島県の状況 2
 - (1) 国の消費者行政の動き 2
 - (2) 広島県の消費者行政の動き 2
- 2 広島市の状況 2
 - (1) 広島市消費生活条例の制定等 2
 - (2) 広島市における消費者問題の現状と課題 3
 - ア 消費生活センターの相談状況から読み取れる主な課題 4
 - イ 消費生活アンケート調査の結果から読み取れる主な課題 11

第3章 計画の内容

- 1 計画の構成 25
 - (1) 計画の基本的な方向 25
 - (2) 施策体系 26
- 2 重点項目別の施策 27
 - 基本的な方向1 消費生活の安全・安心の確保 27
 - 基本的な方向2 消費者力の向上 31
 - 基本的な方向3 消費者の被害の救済 34

第4章 計画の推進

- 1 総合的な計画の推進 37
- 2 計画の実施状況の公表 37

【参考資料】

1	広島市消費生活基本計画の策定経過	38	}	(略)
2	広島市消費生活審議会委員等名簿	39		
3	広島市消費生活審議会への諮問	40		
4	広島市消費生活審議会からの答申	40		
5	広島市消費者行政ネットワーク会議要領	41		
6	広島市消費生活条例	43		

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的

広島市消費生活条例（平成18年広島市条例第75号）第3条は、「市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、消費者施策を総合的に策定するとともに、国、広島県その他関係団体と密接な連携を保ちながらこれを実施する責務を有する。」と規定しています。この条例に基づき、消費者問題の複雑化・多様化など消費者行政を取り巻く社会の変化に対応するため、総合的な消費者施策として、「広島市消費生活基本計画」を策定し、市民の消費生活の安定と向上を図ります。

2 計画の位置付け

『第5次広島市基本計画』（平成21年度～平成32年度）における「消費者施策の推進」の部門計画に位置付けます。

3 計画期間

消費者庁設置後の消費者行政を取り巻く環境の変化を考慮し、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。